

令和3年度

まちづくり懇談会実施結果報告書

(陽東地区)

宇都宮市総合政策部広報広聴課

令和3年度 第1回 まちづくり懇談会《陽東地区》実施結果報告書

この実施結果報告書は、まちづくり懇談会《陽東地区》における発言の要旨をまとめたものです。

- 1 開催日時 令和3年9月28日（火）※書面開催
- 2 開催場所 陽東地域コミュニティセンター
- 3 参加者数 6人（市出席者除く）
- 4 市出席者 市長，東市民活動センター所長，広報広聴課長
- 5 書面開催
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 回答書 手渡し
 - (3) 地域代表挨拶
 - (4) 地域との意見交換

6 地域からの意見

(1) 地域代表意見

No.	テ ー マ	所 管 課
1	L R T 整備事業の着実な推進と住民の生活交通確保対策について	L R T 企画課 L R T 整備課 交通政策課
2	防災対策の強化について	危機管理課
3	高齢者に対する生活サポート活動の担い手確保について	高齢福祉課

(2) 自由討議

No.	要 望	所 管 課
1	陽東地区の将来像について	都市計画課（N C C 推進室）
2	陽東3丁目交差点の安全対策について	L R T 整備課 道路建設課
3	陽東さくら通り桜並木の植え替えとコンクリートブロックの撤去促進について	都市基盤保全センター 道路建設課
4	私道の市道認定（移管）要件の緩和について	道路管理課

■地域代表意見 1

テーマ	LRT整備事業の着実な推進と住民の生活交通確保対策について
-----	-------------------------------

陽東地区まちづくり協議会が昨年3月に策定した「陽東地区まちづくりビジョン」においては、「バス・LRT・交通利便性」の向上を最も重要な課題に掲げている。

特にLRTについては、住民の理解促進のための説明会の開催や、地域広報紙による情報提供に取り組むなど、早期開業に大きな期待を寄せている。

高齢者等の生活交通確保対策の一つとして期待されている地域内交通については、昨年度、宇都宮大学の地域プロジェクト演習に協力し、共同で住民アンケートを行った。

(1) LRT整備事業の着実な推進について

- ・ 令和5年3月の開業が確実に実現できるよう、LRT整備事業の着実な推進を図っていただきたい。またJR宇都宮駅西側延伸案の検討状況についてご教示願いたい。
- ・ 陽東地区の2箇所のLRT停留場に設置される駐輪場の具体的な整備計画を早急に明らかにしていただきたい。またトランジットセンターの機能、トランジットセンターの整備により交通利便性等がどのように向上するのかご教示いただきたい。

(2) 生活交通確保対策について

- ・ 昨年4月から運行本数が大幅削減されている「卸団地循環線（関東バス）」の日中時間帯の運行再開について、市から事業者へ働きかけを行っていただきたい。
- ・ LRT開業に伴うバスネットワークの再編計画（バスの運行ルートや路線ごとの運行頻度、LRTとの接続等）を早急に明らかにしていただきたい。
- ・ 「市街地部における生活交通確保ガイドライン」により、市街地部における地域内交通は連合自治会エリアを単位とする定時定路方式が基本とされているが、車両の運行エリアは住民の現実的な生活圏に即したものとなるよう範囲をより柔軟に考えるべきではないか。その一方策として、複数の連合自治会の共同による事業スキームの構築とその事務局を市民センター等に置くなど事業実施体制の強化について検討を行っていただきたい。

回答	所管課：(1) LRT企画課, LRT整備課, (2) 交通政策課
----	--------------------------------------

(1) LRT整備事業の着実な推進について

【LRT整備事業の着実な推進およびJR宇都宮駅西側延伸案の検討状況について】

本市におきましては、少子・超高齢化、人口減少社会に対応し、持続的に発展できる都市となるため、拠点化の促進と交通のネットワーク化を進める「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に取り組んでいるところであり、LRTにつきましては、「総合的な公共交通ネットワーク」の東西方向の基軸となる交通システムとして、優先整備区

間である J R 宇都宮駅東側の整備を進めるとともに、J R 宇都宮駅西側の事業化に向けた検討に取り組んでいるところであります。

J R 宇都宮駅東側につきましては、令和 5 年 3 月開業を目指し、用地取得など多くの皆様の御協力をいただきながら取り組んでいるところであり、今後、レールの敷設や停留場の設置など L R T の走行に必要な工事を着実に進めていくことから、引き続き、地域の皆様の御協力をお願いいたします。

また、J R 宇都宮駅西側 L R T につきましては、これまで、J R 宇都宮駅の北側を通過する駅横断部のルートを選定や、高架案とする駅西口のルートを選定などに取り組んできたところであり、現在は、事業化に向けて、大通りの L R T 導入空間や施設計画の検討、関係機関との協議・調整を実施しており、まとめ次第、お示ししていきたいと考えております。

【駐輪場の整備計画およびトランジットセンターについて】

自転車は地域住民にとって身近な交通手段であり、L R T をより利用しやすくなるよう、全ての停留場付近への駐輪場設置を目指しているところです。

陽東地区の 2 箇所の停留場につきましては、停留場付近の商業施設などとの連携を図りながら駐輪場の設置に取り組んでいきたいと考えており、具体的な場所や規模などについて検討を行っておりますことから、まとめ次第、お示ししてまいります。

また、L R T の沿線におけるトランジットセンターは、バスや自動車など様々な交通機関の円滑な乗り換えができる、利便性の高い公共交通ネットワークを形成する上で重要な施設であります。

宇都宮大学陽東キャンパス前停留場周辺のトランジットセンターにつきましては、バスターミナルやタクシールールなどを有する大型商業施設との連携に向けて、現在、施設の管理者と調整を進めているほか、L R T とバスの接続強化に向けて、停留場隣接地へのバス停留所の設置などを検討しているところです。

また、公共交通の利便性を更に高めるため、定時性・速達性の向上に資する交通 I C カード「t o t r a」の導入や、バスの上限運賃制度など運賃負担軽減策を併せて進めているところであり、様々な交通結節機能の集積や公共交通サービスの向上により、移動手段の選択の幅が広がり、多くの方々が便利で快適に移動できるようになるものと考えております。

(2) 生活交通確保対策について

【卸団地循環線の日中時間帯運行について】

「卸団地循環線」につきましては、J R 宇都宮駅を起点に、陽東地区の東峰町地内を経由して、卸団地や宇都宮東高校を結ぶ路線であり、以前は 1 日に 1 0 本運行されていましたが、令和 2 年 4 月に 5 本減便され、9 時から 1 7 時の日中の時間帯においては、1 本も運行されていない状況となっております。

このような中、「卸団地循環線」の日中の時間帯の運行再開につきまして、バス事業者に確認しましたところ、利用者数が少ないことから減便せざるを得なかったものであり、現時点では運行再開は難しいとのことであります。

しかしながら、本市といたしましても、公共交通不便地域の解消に取り組んでいく必要があると考えており、陽東地区におきましては、現在、市と陽東地区で生活交通の確保に向け、勉強会を開催しておりますことから、今後、生活交通の確保につきまして、検討意向がある場合には、その中で、バス路線の活用や地域内交通の導入を含め、陽東地区にふさわしい公共交通について、地域の皆様と検討してまいりたいと考えております。

卸団地循環線沿線の方にはご不便をおかけすることになりますが、当面の間は、日中の時間帯も運行されている「国道123号線」のバス路線をご利用いただければと思います。

なお、陽東地区に隣接する石井地区におきましては、地域にお住まいの方の移動の足を確保するための地域内交通として、ベルモールを発着し、「卸団地循環線」の「東峰町西バス停」付近を含む、石井地区西部を循環する「ぐるっと石井号」が運行されているところであり、石井地区以外の方でも利用できますことから、外出の目的に応じてこちらもご利用いただければと思います。

【バスネットワークの再編計画について】

「バスネットワークの再編計画」につきましては、これまで、平成29年に「駅東側の再編素案」を作成し、同年に開催した「ネットワーク型コンパクトシティについて」の地区別説明会におきまして、「ベルモールから国道123号線を経由して、駅東口を結ぶ路線」や「ベルモールから平出工業団地を経由して、岡本駅を結ぶ路線」の新設など、再編素案の内容をお示しし、地区の皆様と意見交換を行ってきたところでもあります。その後、バス事業者や周辺自治体などの関係機関とともに、再編後のバス路線の運行経路や運行頻度などについて検討を行ってきたところであり、現在は、LRTとの乗り継ぎなどの利便性を踏まえた、運行頻度や運行ダイヤの最終的な調整を行っているところでもあります。

地区の皆様には、再編後の運行計画がまとまり次第、年内を目途に住民説明会を開催するなど、速やかにお知らせしてまいります。

【市街地部における地域内交通の運行エリアについて】

地域内交通の運行エリアにつきましては、原則として区内としているところですが、市街地部におきましては、生活圏が複数の地区にまたがっている場合もありますことから、「市街地部における生活交通確保ガイドライン」において、効果的・効率的な運行が期待できる場合には、地域の状況を踏まえて、隣接する地区と共同で生活交通を確保することも可能としているところでもあります。

今後、陽東地区における生活交通の検討の中で、移動実態などを踏まえ、隣接地区との連携による運行の意向が示された場合には、陽東地区をはじめ、現在運行している平石地区や石井地区など、隣接地区の御意見も伺いながら、隣接地区と連携した際の事業スキームや事務局のあり方などの事業実施体制について、地域の皆様とともに検討を進めてまいります。

■地域代表意見 2

テーマ	防災対策の強化について
-----	-------------

陽東地区自主防災会では、風水害や大地震の発生の際に地域で助け合いながら防災活動を推進していくため、「陽東地区防災計画」を本年3月に策定するとともに、啓発パンフレットを作成し、各世帯へ配付した。また、5月に、初めて試みとして、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を実施した。

(1) 避難情報発令の在り方について

- ・ 一昨年の台風19号災害の際、早くから避難情報が発令されたのは河川の流域等限られた地域であったが、夜になって突然市内全域に避難勧告が発令されたため、非常に慌ただしい中での避難所開設となって混乱も生じた。

今般の避難情報に関するガイドラインの改定を機に、避難情報の対象エリアを東西南北に分けて発信するなど、住民の居住地域の正確な避難情報の適時適切な発令の在り方について見直す必要があるのではないかと。

(2) 避難所に配置される市職員の役割の明確化等について

- ・ 避難所開設時には市職員が動員配置されるが、避難所における職員の役割の明確化を図るとともに、実践的な研修の実施や地域における災害時避難訓練への参加を促すなど、職員の初動対応能力の向上を図る必要があるのではないかと。

(3) 避難所の感染症対策等の充実について

- ・ 感染症対策のため、避難所に簡易間仕切りや仕切りテント等を配備していただきたい。また、避難所へ避難した住民へテレビによる災害情報提供のため、避難所のテレビ受信環境を整備していただきたい。
- ・ 県南の足利市などでは避難所の過密防止対策等も考慮し、市内の大型商業施設と協定を結び、災害時に施設の駐車場を車中避難の場所として利用できることとしている。感染症対策に万全を期す観点から、宇都宮市においても足利市などと同様に市内の大型商業施設等と協定締結を進める考えはないかと。

回答	所管課：危機管理課
----	-----------

(1) 避難情報発令の在り方について

令和元年台風第19号への対応におきましては、早めの避難を促すために、午前8時から18か所の避難所を開設し、雨・風が本格化する前の午後1時半に、陽東小学校を含めた36か所の避難所を追加で開設いたしました。

その後、午後7時50分に、本市全域を対象とする「大雨特別警報」が発表されたことを受け、市内全域に対して「避難勧告」を発令しましたが、市民の避難行動に混乱が生じたことは課題と捉えたところであります。

こうしたことから、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所にいる方に適切な避難行動を促すことができるよう、避難の対象とするエリアごとの具体的な町名を指定し、避難情報を発令するよう見直したところであり、これは、令和3年5月に

改定された、国の「避難情報に関するガイドライン」の内容に則した発令方法であります。

今後とも、風水害に関する避難情報が発令された場合には、危険な場所にいる方は避難所などへ避難することや、陽東地区のように洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域がない地区の方につきましては、身の回りに危険な場所がなければ、自宅に留まることが安全な避難であることなど、適切な避難行動について周知してまいります。

(2) 避難所に配置される市職員の役割の明確化等について

災害時におきまして、市民の生命を守り、安心して避難していただけるよう、避難所を迅速に開設することは重要であると考えております。

本市におきましては、令和2年度から、台風などの風水害時に優先的に開設する避難所として陽東小学校など48か所を選定し、これらの避難所ごとに運営職員を選任しているところであります。

運営職員につきましては、毎年度、本市の「避難所開設・運営ガイドライン」に基づく研修を実施することにより、運営職員の役割として、避難所の開設から閉鎖までの運營業務を円滑に実施することができるよう、避難所の開設・運営手順を明確にし、初動対応能力の向上を図っているところであります。

また、運営職員は、自主防災会などの地域住民、学校職員などを行う打合せに毎年度参加し、避難所レイアウトの確認や意見交換などの実践的な「実地研修」を行っております。

さらに、これまで、実地研修には、リーダーの役割を担う職員のみ参加していたところではありますが、令和3年度からは、避難所に従事する職員全員が実地研修に参加するよう強化したところであります。

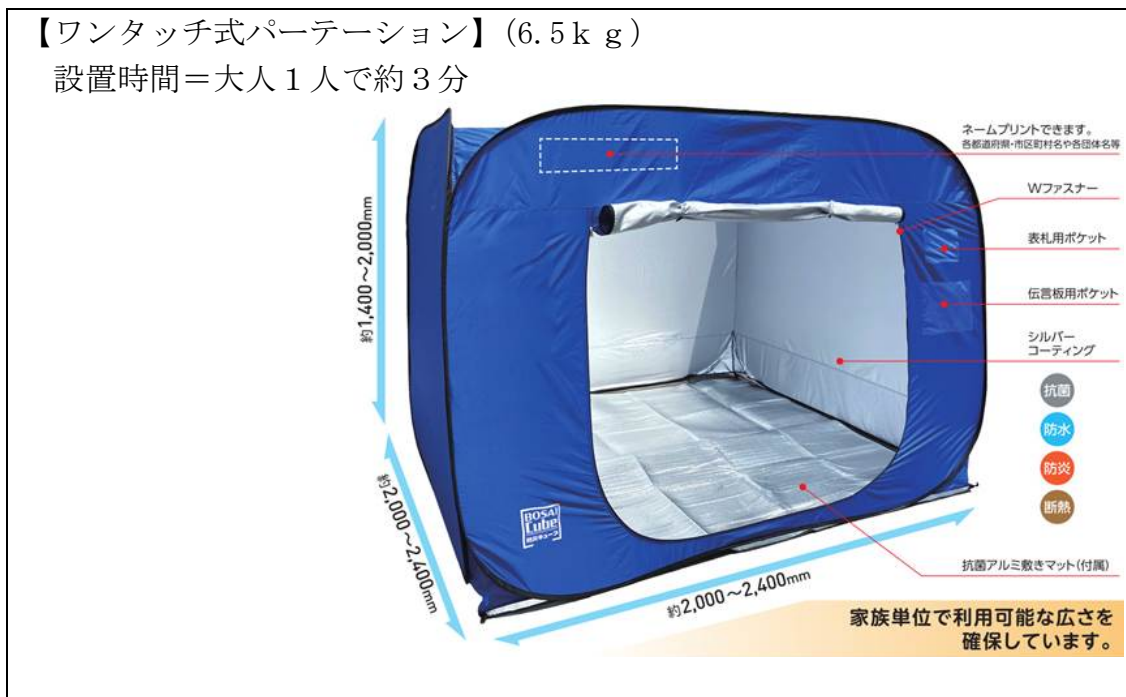
今後とも、災害時に速やかに行動できるよう、地域の皆様との連携を図りながら、避難所運営に係る職員の対応能力の向上に努めてまいります。

(3) 避難所の感染症対策等の充実について

【避難所への感染症対策物資（間仕切り、テント等）の配備について】

本市におきましては、避難所内の間仕切りとしてパーテーションや個室テントを、平出工業団地など市内15か所の備蓄倉庫や、東市民活動センターなど18か所の地域防災拠点に配備しております。

さらに、今年度は、従来のものより簡単に設置できるワンタッチ式パーテーション400基が8月末に納品され、9月末に追加で500基が納品予定であり、避難所の開設期間や避難者の状況に応じて設置してまいります。



【避難所におけるテレビ受信環境の整備について】

災害時の情報収集の手段として、テレビを視聴できる環境整備は有効な手段の一つであると考えております。

テレビの受信アンテナを設置していない学校体育館などの避難所につきましては、台風などの風水害から身を守る一時避難の場合には、テレビを視聴することは困難であります。2日目以降も避難生活が続くなど、避難が長期化する場合には、民間事業者との協定を活用し、受信アンテナを内蔵したテレビを調達し、設置するなどにより対応してまいります。

なお、避難者が自らのスマートフォンなどで情報収集できるよう、充電用のUSBポートを各避難所に配備しておりますので、充電が必要な方はご利用いただきたいと思います。

【大型商業施設等との協定締結について】

本市の「防災協力事業所」として、ベルモールを含む約150の事業所が、災害時に避難場所を提供する事業所として登録していただいております。この防災協力事業所のリストはホームページで公表しておりますので、ご確認ください。

また、本市におきましては、風水害時には車での移動は危険を伴うため、車中泊避難を推奨しておりませんが、市民の財産である車両を守るために、現在、避難が必要となる洪水浸水想定区域の近くにある商業施設などを、車両を待避させる場所として確保できるよう、民間事業者との協定締結に向けて調整しているところであります。

協定を締結した際には、市民の皆様にもお知らせしてまいります。

■地域代表意見 3

テーマ	高齢者に対する生活サポート活動の担い手確保について
-----	---------------------------

少子化や核家族化，高齢化などが相まって，ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は今後ますます増えていくと予想されている。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには，高齢者の日常生活の困りごとなどへの支援が重要であり，地域の支え合いによる持続的な支援活動のための体制づくりが必要である。

陽東地区社会福祉協議会では，ひとり暮らし高齢者の見守りとともに，その生活をサポートするため，自治会から支援協力者を募り，「お手伝い隊」として高齢者宅の草刈りなどの活動を行っている。しかし，必要性は理解するものの実際に活動に関わってくれる人は増えず，一部の方たちに負担が集中している現状にある。

市では，清掃作業などの市民による地域貢献活動を促進するための新たな取組として，一昨年度から「まちづくり活動応援事業」を開始しているが，特に喫緊かつ重要な課題である，高齢者に対する生活サポート活動の担い手確保に向け，より重点的な施策を講じるなど，高齢者の生活支援のため，施策のさらなる充実を期待したい。

回答	所管課： 高齢福祉課
----	------------

本市では，多様な主体が役割分担しながら，高齢者を包括的に支えていく仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて取り組んでいるところであり，中でも，高齢者の生活支援や見守り活動などの「地域支え合い」につきましては，第2層協議体を地区連合自治会圏域ごとに設置し，市も積極的に助言等を行いながら，より効果的な支え合い活動が検討できるよう支援を行っております。

そのような中，陽東地区におきましては，陽東地区社会福祉協議会が中核となり，第2層協議体である「陽東地域支え愛会」において議論いただいているところであり，その結果，高齢者の見守りや生活支援のボランティアなど，地域福祉の充実に向けた具体的な活動に繋がっており，大変心強く感じております。

高齢者に対する生活サポート活動の担い手確保に向けましては，担い手の募集・育成に関する研修会の企画や「まちづくり活動応援事業」の活用等に取り組んでいる地区の情報提供を行うとともに，そのような担い手確保が進んでいる地区の運営者との交流の機会を設けるなど，陽東地区における支え合い活動がより一層充実したものとなるよう，本市職員も第2層協議体に参加しながら，継続的に支援してまいります。

■自由討議

発言 1	陽東地区の将来像について
------	--------------

市は、ネットワーク型コンパクトシティ構想の具体化を進めるため、2017年3月に「立地適正化計画」を策定し、その中で、LRT停留場周辺エリア（ベルモール前）を「都市機能誘導区域」に設定している。

都市機能誘導区域においては、医療、福祉、子育て支援、商業などの施設を支援制度の活用により誘導・集積することとされている。

陽東地区においては、宇都宮大学陽東キャンパス等の教育施設やベルモールなどの商業施設、医療・福祉施設、金融機関など、現在も様々な生活サービス施設が立地している状況にあるが、市は都市機能誘導区域として、今後陽東地区にどのような施設を誘導・集積しようと考えているのか、陽東地区の将来像をどのように考えているのか伺いたい。

回答	所管課：都市計画課（NCC推進室）
----	-------------------

本市におきましては、人口減少や少子・超高齢社会が進行する中にありましても、持続的に発展し続けることのできるNCCのまちづくりを進めており、その実現に向け、陽東地区におきましては、周辺地域からのアクセスがしやすい、交通結節点である「宇都宮大学陽東キャンパス停留場」の周辺に陽東地区の拠点となる「都市機能誘導区域」を定め、医療・福祉、子育て支援などの生活に必要な施設の誘導に取り組んでいるところです。

御指摘の通り、陽東地区の都市機能誘導区域におきましては、既に教育や商業、医療、金融施設などが数多く立地しております。しかしながら、立地適正化計画におきまして、拠点に備えたい日常生活に必要な施設であります、高齢者支援施設や調剤薬局が立地していないため、立地補助などの誘導策を展開しながら、引き続き、立地誘導に取り組むとともに、既存施設の維持にも取り組んでまいります。

また、陽東地区におきましては、LRTの停留場に加え、バスや地域内交通等への乗り換え機能を備えるなど、より一層多くの人が行き交い、立地ポテンシャルの向上が期待できますことから、今後も、拠点内への日常生活に必要な施設の誘導や維持に加え、大学や大規模商業施設などが立地する特性やLRTのポテンシャルを活かし、教育・学習支援や情報通信業などのオフィスを新たに立地する企業の誘導による、更なるNCCの拠点形成に取り組み、「住まう」「働く」「学ぶ」など、様々な都市のサービスが受けやすく、将来にわたり暮らしやすさが持続できるまちを目指してまいります。

発言 2 陽東3丁目交差点の安全対策について

産業通りと鬼怒通りが交差する陽東3丁目交差点は、陽東地区で最も交通量の多い交通の要衝であるが、昨年10月の産業通り全線開通に伴いさらに交通量が増加する傾向にある。この交差点の横断歩道は鬼怒通り北側地区の児童の陽東小学校への通学路になっており、特に朝の登校時間は車による通勤時間と重なるため、登校時間帯に横断歩道を渡る児童の安全確保を図ることは非常に重要である。

こうした中、現在、鬼怒通りにおいてLRT整備のための道路改良工事が進められているが、今後の軌道工事（レールの敷設）の実施後には、交差点の横断歩道が大幅に広がることにより、交差点を渡りきるまでの距離と時間がかかなり長くなるため、児童だけでなく、高齢者にとっても横断の際の危険性が高まることが予想される。

陽東3丁目交差点の安全対策を強化するため、市では今後どのような対策を講じていく考えなのか伺う。

回答 所管課： LRT整備課、道路建設課

日頃より、地域の皆様には、LRT整備に伴う道路改良工事に、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本市では、LRTの軌道が横断する全ての交差点におきましては、交通管理者である栃木県警察などと協議を行い、安全対策を講じることとしており、陽東3丁目交差点につきましては、LRT車両専用の信号機を設置し、歩行者・自動車とLRT車両の通行を分離することにより、安全性の確保に努めてまいります。

また、当該交差点は、御指摘のとおり、今後、改良工事により横断歩道の距離が、現在よりも長くなりますことから、子どもから高齢者まで誰もが安全に横断できるよう、交通管理者と詳細な検討をしており、歩行者用信号機の青の点灯時間を現在よりも延長してまいります。

さらに、当該交差点の横断歩道は、多くの方に利用していただいておりますことから、横断歩道の手前に歩行者が滞留できる空間を現在よりも広く確保してまいります。

なお、現在、LRT整備に伴う道路改良工事を実施しているため、大変な御不便をおかけしておりますが、工事箇所への進入を防止するバリケードの設置や交通誘導員の配置など安全対策を徹底し、地域の皆様が安全に通行できる環境整備に努めてまいりますので、引き続き、御理解・御協力をお願い申し上げます。

発言 3**陽東さくら通り桜並木の植え替えとコンクリートブロックの撤去促進について**

陽東さくら通りの桜並木は、陽東地区のシンボルにもなっており、桜を保護管理し、美しい景観を次世代に引き継ぎ発展させていくことは住民の大きな願いである。

しかし、老朽化し樹勢の衰えた桜も少なくなく、枝の落下等の危険もあることから樹木の状態等に応じて適切な時期に植え替えを行う必要がある。また、こうした老木の桜の植樹柵に設置されているコンクリートブロックは歩行や自転車通行の妨げとなっているため、かねてから早期の撤去を求める要望がある。

市では現在、年2箇所ペースで老朽化した桜の植え替えとそれにあわせて植樹柵のコンクリートブロックの撤去が実施されているが、まだ未実施箇所が多く残されている現状にある（約40カ所）。

単に「年2箇所」ということではなく、桜の樹勢の衰えの状況等に応じて、植え替えとコンクリートブロック撤去工事の促進を図っていただきたい。

回答**所管課：都市基盤保全センター、道路建設課**

陽東さくら通りの桜並木（国道123号～ベルモール南交差点）の環境保全につきましては、「桜が丘環境保全の会」の皆様を中心に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。

本市では、桜の老朽化に伴う地域の皆様からの要望を受け、平成21年度から地域の皆様と協議しながら、桜並木の景観に配慮し、街並みを大きく変化させないという考えのもと、桜の植え替えと植樹柵の平面化を実施してきたところであります。

また、平成29年度には、歩行者と自転車の通行を分離し、安全を確保するため、車道に自転車専用通行帯等を整備したところであります。

このような中、樹勢の衰えの状況等に応じた桜の植え替えと植樹柵の平面化の実施につきましては、これまで、概ね年2箇所ペースで取り組んできたところでありますが、今後は、街並み景観に配慮しつつ、樹勢の衰え状況等を踏まえ、地域の皆様と意見交換を実施しながら、柔軟に対応できるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、意見交換の際には、御協力をお願い申し上げます。

発言 4	私道の市道認定（移管）要件の緩和について
-------------	-----------------------------

陽東地区には未舗装で雨水の排水が悪い私道が数か所あり、こうした私道を生活道路として利用している周辺住民からは自治会に強く改善を求める声が寄せられている。

しかし、市の市道認定（移管）の要件においては、舗装されていること、雨水の排水処理が可能であること、道路部分が分筆登記されていることなど地権者にとって負担が重くハードルの高いものとされているため容易には市道の認定（移管）に至らず、自治会は地権者と周辺住民との板挟みになって対応に苦慮している。

住民の生活環境の向上を図るため、市の市道認定（移管）の要件をもう少し緩和していただきたい。

回答	所管課： 道路管理課
-----------	-------------------

私道の市への移管につきましては、土地所有者からのお申し出があり、かつ、御指摘のとおり、「舗装されていること」、「道路部分が分筆登記されていること」などのほか、「境界標が明示されていること」や「複数の利用があること」など、本市の定める要件に合致する場合に、市が寄附を受け、市の道路として管理しているところです。

御要望の移管に当たっての要件につきましては、移管後に市が管理する公共の用に供する道路として、市民の安全な通行を確保するため必要なものでありますことから、引き続き、同様の基準により実施していきたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

なお、本市では「土地所有者の合意」や「道路の区域が明確になっていること」などの要件を満たす私道につきましては、要望により、舗装整備を行っておりますことから、御相談ください。